感染症の登校基準が下記のとおり学校保健法によって決められていますので、これらの病気に 罹った場合は感染の防止と健康の回復のために休養し、下表の基準にあわせて、登校して下さい。

種 別	感 染 症 の 種 類	出席停止の期間
	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、	治癒するまで
	痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、	
	ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急	※ 左記以外に、「感染性の予防及び感染症の患者に
第一種	性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイル	対する医療に関する法律」第六条第七項から第
	ス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)、中東	九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、
	呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス	「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感
	属 MERS コロナウイルスであるものに限る。)及び特定	染症とみなす。
	鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の	
	患者に対する医療に関する法律(平成十年法律	
	第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特	
	定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条	
	第二号イにおいて同じ。)	
	以下の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めた	
	は、このかぎりではない。	₩ 発症
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、 「0」と数.
		かつ、解熱した後2日を経過するまで
	五口味	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性
	百日咳	物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺の腫脹が、発現した後5日を経過し、
		かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	<u> </u>	病状により、学校医その他の医師において感染のお
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	それがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、	病状により、学校医その他の医師において感染
	腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性	のおそれがないと認めるまで
		ON CANNAGA CHINANA C
第三種	出血性結膜炎、	※学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため
第三種		,

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルバンギーナ マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(まれにノロウイルスも含まれることあり)など

この用紙は、担任または保健室からご家庭にお渡しします。(学校HPからもDLできます。)

治療証明書に病院で記入していただき、登校許可ができしたら、登校再開時に持参の上登校し、担任に提出し てください。 ご不明な点は保健室にお問い合わせください。 (03-3263-3014 保健室内線107)